

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法
根拠条項	第14条
処分の概要	設備等の変更命令
法令の定め	第14条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。
処分基準	処分の先例がなく、処分を行うかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定め以上に定められないため、処分基準を設定しない。
処分担当課	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課特別支援学校配置係 (電話番号：011-231-4111(内線35-777))
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス: http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/shinsakijyun.htm)